

平成 30 年度第 1 回農業委員会総会 議事録

1. 開催場所：平成 30 年 6 月 21 日（木）午前 9 時開会
2. 場所：馬路村役場 2 階会議室
3. 出席者：井上博俊、川内みさ、大田耕司、湯浅雅文、笹岡俊、内原博信、小松博
4. 欠席者：なし
5. 議題：①農地法第 3 条にかかる申請について
②下限面積の設定について
③馬路村農用地利用集積計画の承認について
④その他

6. 議事

(会長)

定刻がまいりましたので始めます。

本日は全員出席です。ありがとうございます。

本日の署名議員は、大田委員と井上委員にお願いします。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の大田さんを指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第 1 号

(会長)

では、議案第 1 号農地法第 3 条に係る申請につきまして事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは説明させていただきます。

第 1 号議案は、農地法第 3 条、農地の所有権の移転にかかる申請です。

譲渡人は A さんです。譲受人は B さん。ともに村内在住です。

申請農地は、大字●●字●●、●●番地で、地目は田、現況は樹園地です。場所は、地図をお付けしていますが、●●地区の●●の辺りとなっています。写真もお付けしていません。

申請に至った経緯としましては、この農地は、以前から B さんが A さんから農地を借りて耕作していましたが、将来的なことを見越して所有権を移転させておきたいと申し出があったものです。

B さんは現在、1,144 m²のゆずと、500 m²の畑を栽培されており、田のオーナー制を活用して 1,160 m²の田を耕作しています。今回の申請農地 253 m²を足せば 3,057 m²となり、下限面積 30a を超えますので、下限面積の要件はクリアしています。申請農地は、今後も樹園地として活用していかれる予定とのこととです。

その他、登記事項証明書等を添付していますのでご確認ください。
事務局からの説明は以上です。

(会長)

この件について質疑はありませんか。

(発言者なし)

(会長)

それでは第1号議案について採決をとります。
この件について賛成の方は挙手してください。

(挙手全員)

(会長)

挙手、全員です。
それでは議案第1号については承認することとします。

議案第2号

(会長)

それでは、第2号議案について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい、次の議題は下限面積の設定についてです。

毎年この時期に見直しを行っていますが、長らく馬路では30aで維持している状況です。
レジュメで、県内の下限面積の設定状況についてお配りしています。

定めようとする面積より小さい面積で営農する農業者が、地域全体の農業者の概ね4割を下回らないようにすることという要件があり、馬路村の場合、20aに設定すると、4割を下回ってしまうため、これまでずっと30aで維持しているという経緯となっています。

ただし、現在の農地法では、書いておりますとおり、当該区内の位置及び規模からみて、法第3条第5号に規定する面積（都府県50a、北海道2ha）未満の農地を耕作の事業に供する者の増加により、区域内及び周辺の農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれの無い場合には、基準に関わらず、村長が、10a以上で定める任意の面積を別段面積として設定することが可能となっています。馬路村ではむしろ、30aの下限面積が新規就農の妨げになりうることが考えられ、下限面積を下げることも一つの手ではないかと考えています。

(会長)

今まで 30a でやってきて下げるとなると周囲は納得するのか。

(6 番川内)

相続で面積が小さくなった時や新たに農業をしたい人にとって 30a はハードルが高い。

(事務局)

これまで、下限面積を維持してきたのは、安易に下限面積を下げて新規に農業を始めた人たちが簡単にやめられては困るという意見だったそうです。

しかしながら、第 1 号議案にあったように将来を見据えて農地を整理したい人や新規就農を始めたい人にとってハードルが高いのも事実です。

(会長)

下限面積の引き下げについては、今回決定するのではなく、今後も議論する余地があるのではないのでしょうか。

(異論なし)

(会長)

では、とりあえず現状は 30a で様子を見ることにしましょう。

議案第 3 号

それでは、次の議題に移ります。馬路村農用地利用集積計画について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

それでは議案の馬路村農用地利用集積計画の諮問について説明します。

現在、村では高知県農業公社と中間管理事業の委託契約を結んでいます。この中間管理事業とは、公社が農地の貸し手と借り手の間に入って仲介業務を行うことです。具体的には公社が利害関係者の相続関係を調査し、対象者の同意を取って、集積計画の作成や賃貸借契約の仲介業務を行います。なぜ、このような委託事業を行っているかという点、近年の耕作放棄地や遊休地の解消を図っていくことが必要ですが、現状としましては全国的に耕作放棄地等が増えることが危惧されています。農業委員会としましては耕作放棄地の解消に向けた指導・勧告が必要となっているため、県内の自治体が公社と委託契約を結び、農地バンクの役割を担うことで解消を図っているという位置づけになっています。本件は、

資料に記載しているように貸し手となる個人と借り手となるゆず組合の土地の利用権設定について公社が仲介業務を行います。したがって、公社から村に提出された馬路村農用地利用集積計画の申出書を精査し適当と認めたことから、農業委員会に承認を図るものです。本議案が可決された場合は、村より告示を行い、当事者が賃貸借契約を結ぶ運びとなります。今後もゆず組合を中心とした農用地利用集積計画の承認議案が増えてくることを申し添えます。

(会長)

事務局から説明がありました。質問などはありませんか。

(質問なし)

(会長)

それでは第3号議案について採決をとります。

この件について賛成の方は挙手してください。

(挙手全員)

(会長)

挙手、全員です。

それでは議案第3号については承認することとします。

(会長)

それでは、これで本日の議題は全て終了しました。

本日はこれで閉会したいと思います。

ありがとうございました。

10時30分会議終了

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

馬路村農業委員会

委 員 大田 耕司

委 員 井上 博俊